

保育所の多様化



△1V

わが国には、法的に位置づけられた、幼稚園、保育所の外に、そのどれにも属さない、さまざまな保育施設があります。私たちは、かつて、それらを、第三の保育施設とよんだことがあります。それは、このような施設が、未認可施設とよばれ、ある時は、もぐり施設とまでよばれた一部の声に対して、その存在意義をたしかめようとしたものです。

保育所の役割は、母親による家庭における育児を、集団的な支えによる育児に、一部切りかえることであって、多面的な、複雑な社会要因にもとづいています。したがって、保育所の機能は、社会のさまざまなニードに応ずる弾力性をもっていなければならないの

に、主として、国の予算のとぼしきの理由から、ますます、機械的に、劃一的になってきました。保育所の多様化は、このような社会条件の中で、考えられるべきでしょう。

△2V

母親が、育児や家事労働を軽減しながら、家庭外に、職を求めたり、さまざまな市民活動に参加しようとする傾向が、強まってきています。しかし、保育所の数はまだ少なく、地域に偏在しているため、利用できる場所があっても、入所条件がきびしかったりするため、多くの母親の要求は満たされません。そこで、母親たち自身による、保育所作りの運動が生まれてきます。

そのもつとも素朴な形のもが、家庭保育であります。これは、家庭における主婦が、自分の住宅に、家庭外に活動する母親の幼児を保育するもので、むかしからあった子どもあずかりから、一つの組織をもつた持ちまわり保育の形のものもあります。

これに着眼し、保育所の補助的性格をあたえ、あるていど公的サポートをしようとしたものが、家庭保育制度であります。現在、いくつかの都市で行なわれ、その名称も、家庭保育(大阪市)、家庭託児所(神戸市)、家庭ホーム(大津市)、家庭福祉員(東京都)、家庭保育福祉員(神奈川県)などと、さまざまですが、一定の資格と設備のある家庭を登録し、委託者が保育料支払能力をもたないときは、それぞれの市が負担しています。(東京都を除く。)

家庭保育制度は、まだ試みの域をでていません。わが国の住宅や家庭の特殊性から、受託者・委託者ともに満足できるケースは、ごく少ないことと思われます。しかし、この制度は、家庭の主婦に、社会的な場を与えたこと、家庭の主婦と働く母親との結び目を作ったことに、意義があります。

ハ 3 V

母親の保育所作りが、家庭保育のわくをこえて、母親以外の人々

の協力をふくめて、特定の場所で、専門の保母による、保育へとすすんでいきます。これらの多くは、認可保育所としての条件をもっていない、小規模なものであつて、しいていえば、簡易保育所というわくに入れられるものでしょう。

そのもつとも単純な形では、団地の建物の一室をかりてする共同保育、職場の授乳室に、保母をたのんでする職場保育、失業対策事業の作業現場でのキャンプ保育、農村の集会所や寺などの農繁期保育なども、あげられるでしょう。

これらは、やむをえずとられた応急的なものでありますから、いつまでも、それに満足しているものではありません。失対に働く母親のための保育所についていえば、労働組合による互助的なものが、厚生省や労働省からも予算がでるようになり、移動式の建物から、定着建物へ、更に、労働福祉事業団によるモデル施設へと、交っていきます。農村保育所についていえば、農繁期だけのものが、だんだん期間が延長され、常設的なものとなり、それに伴つて、地方自治団体の補助のみがひらかれてきています。厚生省では、今年から、特にへき地にある簡易保育所に限つて、年間を通して、補助の道をひらきました。

農繁期保育所などを母胎とした、小規模な簡易保育所は、特に東北地方に多く、その数は、認可保育所をこえている地方もありま

す。その中には、もはや簡易とはいえない、りっぱな建物で充実した保育をしているところがあります。これらの施設は、特に、地域のニードによって運営されているところから、地域保育所ともよばれています。

認可保育所側からは、このような一連の保育所を認めることは、結局、手がるな保育を認めることになり、今でさえ不十分な公費を、更に分散させることになり、保育従事者の処遇その他を頭打ちにすることにならないか、との批判もでてきます。しかし、地域保育所の多くは、認可施設を設置するだけの経済的サポートが、困難だということだけでなく、現行保育所制度の規格化に対する抵抗もあることも、見落すことはできません。

△ 4 V

保育所の多様化は、認可施設の中にも、その対象の分化によって、あらわれています。

わが国の保育所で、乳児の入所率は、きわめて低いのですが、働く婦人の要望は、まず乳児保育からということになります。乳児保育の歴史は、新しいものではありませんが、戦後は、主として、乳児保育の片手間にされてきました。これが、乳児保育をおさなりな

ものにし、乳児の健康と安全をおびやかす実例も、いくつかありました。都市の働く母親のニードにもこたえ、乳児だけを対象とする保育所が、いくつか生まれ、その内容が高度化してくる傾向があります。

両親が働いているため、無人の家庭にすぎなければならぬ児童を守る施設は、わが国では、すくないのです。保育所では、学童保育を、併設しているところがありますが、幼児の片手間に扱っても、学童には、魅力がありません。そのために、学童だけの保育所を作ろうとする動きもでてきます。

母親の労働によっては、早朝から夜間まで、長時間保育をする必要がでてきます。わが国では、保育料は、保育時間によって、スライドする方式がとられていないから、長時間保育は、従事者のぎせいによって、支えられてきました。これを合理化し、しっかりした受入れ体制をもととしたのが、夜間保育所です。京都市の一保育園では、午後十時までを保育時間とし、保育料の一部を、市が負担しています。

いままでは、保育所には、他に受入れてくれるところがないという理由で、幾人かの精神薄弱児や肢体不自由児が、入所していましたが、そのことが、保母の過重な負担になり、他の正常児の保育の手をばんでいたのです。そこで、このような異常児のみの保育所が

いくつか作られるようになりました。しかし、このような施設は、いずれも、専門家の協力と特殊な設備を必要とするものであり、国も、保育所の対象として認めておりませんので、その運営は、苦難にみちたものといえます。

このように、対象に応じて、保育所を分化していくことが、望ましいかどうかは、議論の余地があると思います。たとえば、乳児保育についてはいえば、乳児院（乳児の収容施設）からは、医学的なケアを必要とする乳児保育は、現行の保育所では、むりであるとして、昼間乳児院的な施設を要望しています。学童保育も、児童館などの児童厚生施設の拡充にまつべきでしょう。夜間保育をするなら、いっそ二十四時間制の保育所か、養護施設（児童の収容施設）の利用を考えるべきです。精薄児にしても、当然、精薄児通園センターの果すべき分野でしょう。にもかかわらず、それらの開拓が、遅々として進まない現状、切実な家庭や地域の要求が、手をこまぬいていられなくさせているところに、分化の促因があると、考えます。

△ 5 V

このような保育所の多様化を、保育政策の混乱とみるか、前進と

みるか、これは、人により、異論のあるところでしょう。しかし、保育所の多様化が、社会のさまざまなニーズにこたえようとする態勢のあらわれとみるなら、その過程において、混乱がみられても、保育政策の前進をはばむものとは、いいえないでしょう。

もちろん、このことによって、法にもとづく認可保育所の拡充強化が、おろそかにされることがあってはならないのです。認可保育所は、多様な保育施設の中での中核的な存在でなければなりません。しかし、認可保育所は、唯一のものであるとの自負や、せまい同業者意識にとじこもらないで、多様な施設と相まって、保育の使命が完うされることを、考えるべきです。このような多様な施設との連けいと交流の中においてのみ、保育所の前進がある、つまり、自分自身の前進のためにも、その他の保育施設と手を結ばなければならぬと思います。

総合保育体系というものも、現在の分化、多様化をふまえた上のすがたでありましょう。

この意味では、現在の分化・多様化の現実、シリジリと、認可保育所のあり方について、変質をせまられていとも考えられま

* * * (日本鋼管保育所長 宮下俊彦)